

佐賀県告示第三百五号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第三項中「及び第三号」を「から第七号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。